三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値

第一項第二号(1)ア中「八九五MHz以下」を「八九〇MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」に改め、同アの表の注中「一、〇〇〇MHz未満の周波数において」を「送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下のものにあっては、一、〇〇〇MHz未満の周波数において」に改め、同号(2)ア中「八五〇MHz以下の」を「八四五MHz以下の」に改め、同(2)中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値

第二項第一号(1)ア中「八九五MHz以下」を「八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下」に改め、同号(2)ア中「八五〇MHz以下の」を「八四五MHz以下の」に改め、同(2)イ中「一、四二七・九MHz」を「九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHz」に改め、同項第二号(1)ア中「八九五MHz以下」を「八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下」に改め、同号(2)ア中「八五〇MHz以下の」を「八四五MHz以下の」に改め、同(2)イ中「一、四二七・九MHz」を「九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHz」に改める。

第三項中「無線設備の」を削る。

○総務省告示第五百二十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の三第一項第二号ハ及びニ、第四十九条の六の四第一項第二号ハ、ニ及びホ、第四十九条の六の五第一項第二号ロ、ハ及びニ並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百九十九号（符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

第二項中「八九五MHz以下、」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、」に改め、同項第一号(1)アの表周波数の欄中「一、九一九・六MHz以下」の下に「（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）」を加え、同表不要発射の強度の許容値の欄中「一、四二七・九MHz」を「九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHz」に改め、同(1)イの表を次のように改める。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
二、五〇〇kHz以上三・五MHz未満	任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値又は任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より次の式により求められる値だけ低い値 －[33.5＋15×（｜Δｆ｜－2.5）]デシベル Δｆは、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数（単位MHz）とする。
三・五MHz以上七・五MHz未満	任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より次の式により求められる値だけ低い値 －[33.5＋1×（｜Δｆ｜－3.5）]デシベル Δｆは、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数（単位MHz）とする。